

## 大紀町新型コロナウイルスPCR検査費用補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）に感染の恐れがあると懸念される町民が、自主的にPCR検査を受けることにより感染症の拡大防止を図ることを目的として、PCR検査に要した費用に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し、大紀町補助金交付規則（平成17年規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) PCR検査 新型コロナウイルス感染症の診断のために受けるPCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査をいう。

### (補助の対象となるPCR検査)

第3条 補助の対象となるPCR検査は、自主的に行うPCR検査で、医療機関において実施したPCR検査とする。ただし、行政検査として実施されたPCR検査及び事業所等が従業員を対象に予防的、健康管理的に実施するPCR検査並びに民間の検査機関等で実施したPCR検査は対象としない。

### (補助の対象者)

第4条 補助の対象となる者は、原則として町内に居住する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 親近者又は、近日の接触者等に新型コロナウイルスの陽性者又は濃厚接触者がおり、感染結果の状況においては、自己も陽性者又は濃厚接触者となりうる可能性がある者。
- (2) 発熱及び体調不良等の症状があるものの、医療機関等においてPCR検査の必要性が診断されなかった場合。
- (3) その他特別な事由により、町長が必要と認めた場合。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、PCR検査に要した金額の内、1回につき20,000円を限度として補助するものとする。なお、他の制度等において、検査費用の一部が補填等される場合においては、他の制度等による補填を優先し、他の制度等において補填される金額を除いた金額を補助するものとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、検査完了後に新型コロナウイルスPCR検査費用補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な事項を記入し、PCR検査費用等が分かる領収書等を添えて、当該年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び交付)

第7条 町長は前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の額を決定すると共に、新型コロナウイルスPCR検査費用補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知の上、決定した補助金の額を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付決定並びに支給を受けた者が、提出書類に虚偽の事項の記載、又は不正な行為により前条に定める補助金の交付を受けたと認められるときは、交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月16日から施行する。